

保険金・給付金を もれなくご請求いただくために

もれなくご請求いただくために、保険証券または「大樹生命からのお知らせ」などで、**ご加入のご契約すべてをご確認ください。**

以下のような例に該当するのでは?と思われる場合、傷病名・障がい状態などをご確認のうえ、**大樹生命お客さまサービスセンターまたは当社の担当者までご連絡ください。**



ご注意 いただきたい こと

- お支払いの対象となる特約が付加されていない場合や約款の支払事由に該当しない場合など、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 以下には代表的な例を記載していますので、ご加入のご契約や特約が記載されていない場合は、約款をご確認ください。

右記のようなケースでは、
それぞれのご契約について
ご請求いただく必要が
ありますので、ご確認ください。

- ご契約者は異なるが、ほかに被保険者になっているご契約がある。
- ご家族を保障するご契約の被保険者になっている。

入院・手術給付金などを ご請求いただく場合



以下に該当する場合、入院・手術給付金以外もお支払いできる可能性があります。

1 所定の病気になられた場合

- がん(上皮内がんを除く)
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中

- 特定疾病保障特約020
- 総合障害保障特約020
- 総合障害保障特約016(外貨建)

- 保険料払込免除特約016
- 保険料払込免除特約016(外貨建保険用)

- 上皮内がん等

- 特定疾病保障特約020
- 総合障害保障特約020

- 狭心症
- 脳血管疾患(脳卒中を除く)

- 特定疾病保障特約020
- 総合障害保障特約020

2 所定の等級の身体障害者手帳の交付を受けられた場合

- 身体障害者福祉法における1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付を受けた

- 総合障害保障特約020
- 総合障害保障特約016 (外貨建)
- 保険料払込免除特約016
- 保険料払込免除特約016 (外貨建保険用)

3 要介護認定を受けられたまたは所定の要介護状態になられた場合

- 公的介護保険の要介護認定を受けた
- 常時寝たきり状態または器質性認知症により他人の介護を要する状態になった

要介護1以上

- 段階給付型介護保障特約016 (I型)

要介護2以上

- 総合障害保障特約020
- 総合障害保障特約016 (外貨建)
- 介護サポート年金特約017
- 保険料払込免除特約016
- 保険料払込免除特約016 (外貨建保険用)
- 保険料払込免除特約017 (介護保障型)

4 器質性認知症や軽度認知障がいになられた場合

- 見当識障がいのある器質性認知症と診断された

- 特定認知症保障特約025

- 軽度認知障がい
- 器質性認知症と診断された

- 認知症早期発見・治療支援特約025

5 不慮の事故により所定の障がい状態になられた場合

- 片眼を失明した
- 片腕が一切動かなくなった
- 手足を切断したなどの障がい状態になった

- 傷害特約016
- 総合障害保障特約020
- 総合障害保障特約016（外貨建）

※不慮の事故により所定の障がい状態になられた場合、保険料のお払込みが免除になる可能性があります。

6 不慮の事故による所定の損傷で治療を受けられた場合

- 骨折
 - 関節脱臼
 - 腱の断裂
 - 靱帯の断裂
- で治療を受けた

- 特定損傷特約016

7 所定の臓器について、開心術、摘出・移植を受けられた場合

- 以下の臓器のいずれかについて、開心術、摘出・移植を行った
心臓・肺・脾臓・肝臓・腎臓および副腎・小腸・大腸・胃・胆嚢・膀胱・膵臓

- 特定臓器治療特約016

8 がんの治療のために抗がん剤または疼痛緩和薬の投与・処方を受けられた場合

- がんにより公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療を受けた
- がんによる疼痛の緩和のため、公的医療保険制度の対象となる所定のオピオイド鎮痛薬による疼痛緩和療養を受けた

- 引受基準緩和型がん三大治療特約021
- 総合医療サポート特約023【がん治療保障充実型】
- がん医療サポート特約023
- 女性疾病医療サポート特約023

9 在宅での計画的な医師等の訪問治療を受けられた場合

- 日本国内の自宅等で、在宅患者診療・指導料の算定対象として列挙されている診療行為等を受け、治療に専念した

● 継続治療後収入サポート特約019

10 先進医療による療養を受けられた場合

- 厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けた

● 先進医療サポート特約016

11 余命が6か月以内であると判断された場合

- 余命6か月以内と判断された

● リビング・ニーズ特約

12 所定の高度障がい状態になられた場合

- 両眼を失明した
- 言語機能を永久に失った
- 両腕を切断した
- 下半身が完全に麻痺したなどの障がい状態になった

● 高度障がい保険金のお支払いや保険料のお払込みが免除になる可能性があります。

死亡保険金をご請求いただく場合



以下に該当する場合、死亡保険金以外もお支払いできる可能性があります。
また、死亡給付金の金額、死亡年金の支払期間が変わることがあります。

13 入院や手術をされていた場合

お亡くなりになる前に

- 入院や手術をしていた

- 入院・手術を保障する特約から給付金をお支払いできる可能性があります。

14 所定の病気になられていた場合

お亡くなりになる前に

- がん（上皮内がんを除く）
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中

になっていた

- 保険料払込免除特約016
- 保険料払込免除特約016（外貨建保険用）

15

所定の等級の身体障害者手帳の交付を受けられていた場合

お亡くなりになる前に

- 身体障害者福祉法における1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付を受けていた

- 保険料払込免除特約016
- 保険料払込免除特約016（外貨建保険用）

16 要介護認定を受けられていた場合

お亡くなりになる前に
● 要介護認定を受けていた

要介護1以上

- 段階給付型介護保障特約016 (I型)

要介護2以上

- 介護サポート年金特約017
- 保険料払込免除特約016
- 保険料払込免除特約016 (外貨建保険用)
- 保険料払込免除特約017 (介護保障型)

17 器質性認知症や軽度認知障がいと診断されていた場合

お亡くなりになる前に
● 見当識障がいのある器質性認知症と診断されていた

- 特定認知症保障特約025

お亡くなりになる前に
● 軽度認知障がい
● 器質性認知症と診断されていた

- 認知症早期発見・治療支援特約025

18 不慮の事故により所定の障がい状態になられていた場合

お亡くなりになる前に
● 片眼を失明した
● 手足を切断した
などの障がい状態になっていた

- 傷害特約016

19 在宅での計画的な医師等の訪問治療を受けられていた場合

お亡くなりになる前に

- 日本国内の自宅等で、在宅患者診療・指導料の算定対象として列挙されている診療行為等を受け、治療に専念していた

・継続治療後収入サポート特約019

死亡保険金をご請求いただく場合

20 所定の高度障がい状態になられていた場合

お亡くなりになる前に

- 両眼を失明した
 - 言語機能を永久に失った
 - 両腕を切断した
 - 下半身が完全に麻痺した
- などの障がい状態になっていた

・介護サポート年金特約017